

(2) 農地整備（ほ場整備）関連

農地整備事業（経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業（一般型））	事業主体 県	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班
		② 農村整備課 ほ場整備班

目 的

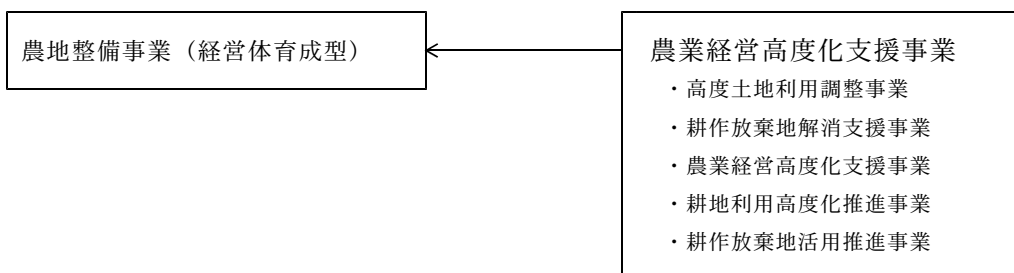
食糧自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

そのためには、生産効率を高めるための農地の大区画化・汎用化や農業生産基盤の強化のための畑地かんがい等、農業の生産基盤が重要である。

このため、担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農地や農業水利施設の整備を実施し、農業競争力の強化を図ることとする。

（ハード事業）

（ソフト事業）



事業の内容

- 1 下記の（１）の④又は⑤に掲げるものを実施するもの。
- 2 下記の（１）に掲げるもののうち２以上を総合的に実施するもの。
- 3 上記１または２の事業と下記の（２）から（５）までに掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。

（１）農業生産基盤整備事業

- ①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業
④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業

（２）農業生産基盤整備附帯事業

（３）営農環境整備事業

（４）農業経営高度化支援事業

①高度土地利用調整事業

ア指導事業

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動
イ調査・調整事業

関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動

②農業経営高度化促進事業

・高度経営体面的集積促進事業

高度経営体への農用地の面的利用集積に向けた促進支援

・中心経営体農地集積促進事業（H26年度以降の採択地区）

中心経営体への農地の集積に向けた促進支援

③耕地利用高度化推進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

（５）特認事業

採 択 要 件

(農業競争力強化基盤整備事業の採択要件)

- 1 受益面積が20ha以上であること。(中山間地域は10ha以上)
- 2 農地集積促進区分により農業競争力強化基盤整備計画を作成して事業を実施する場合にあっては生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が以下のとおり増加することが確実に見込まれるものであること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が40%未満である場合は、これが50%以上となること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が40%以上50%未満である場合は、これが10%ポイント以上増加すること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が50%以上55%未満である場合は、これが60%以上となること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合は、これが5%ポイント以上増加すること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が90%以上95%未満である場合は、これが95%以上となること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合は、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。
- 3 事業完了時点において、以下のいずれかを満たす農業生産法人等が育成されることが確実に見込まれること。
 - ①事業開始時に農業生産法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱第7に基づき交付金の交付を受ける農業者となる農業生産法人が設立されることが確実に見込まれること。
 - ②事業開始時に特定農業法人以外の農業生産法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農業生産法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実に見込まれること。
 - ③生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める上記①, ②の要件を満たす農業生産法人等の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実に見込まれること。
- 4 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあつては、促進計画の目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が55%以上となること。

(農山漁村地域整備交付金事業の採択要件)

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が以下のとおり増加することが確実に見込まれるものであること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が20%未満である場合は、これが30%以上となること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が20%以上50%未満である場合は、これが10%ポイント以上増加すること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が50%以上55%未満である場合は、これが60%以上となること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合は、これが5%ポイント以上増加すること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が90%以上95%未満である場合は、これが95%以上となること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合は、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。

※中心経営体とは

人・農地プラン(経営再開マスタープラン)に位置づけられる「地域の中心となる経営体」

負担割合

1 農地整備事業

(農業競争力強化基盤整備事業，農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 (経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業 (一般型))	50	27.5	10	12.5	()は中山間等地域適用
		(55)	30	(5)	10	H22まで新規地区適用
			32.5		7.5	H17まで新規地区及びH19まで 新規の2期地区に適用
			35	5	H12まで新規地区適用	

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考	
	農地整備事業 (経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業 (一般型))	75	16.5	6.0	2.5	H25以降負担割合	
			(15.95)	(4.3)	(2.25)	()は中山間等地域適用	
		(77.5)	17.0	8.0			H25新規地区
			16.1842	6.3158	2.5	H23・H24負担割合	
(15.6823)	(4.5677)	(2.25)	()は中山間等地域適用				
		17.0	8.0			H24新規地区	

2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき，平成19年度から事業実施するものとする。

(農業競争力強化基盤整備事業，農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	50 (55)	30 (27)	20 (18)	H22年度以降の採択地区
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以前の採択地区
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体集積促進事業	50 (55)	35 (31.5)	15 (13.5)	H12年度以前の採択地区
		[35]	[35]	—	
		<38.5>	<31.5>	—	
		50 (55)	50 (45)	—	H13～15年度の採択地区
		50 (55)	20 (18)	30 (27)	助成割合は2.5%まで
		[20]	[20]	—	助成割合2.5～5%まで
	<22>	<18>	—		
	50 (55)	35 (31.5)	15 (13.5)	H16～17年度の採択地区	
	[35]	[35]	—		
<38.5>	<31.5>	—			

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体集積促進事業	50 (55) [30] <33>	30 (27) [30] <27>	20 (18) — —	H18～22年度の採択地区
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
	中心経営体農地集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H26年度以降の採択地区
	(3)耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

- ・ (1)のイについては、市町村、改良区、JA等が事業実施主体
- ・ (2)及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体
- ・ () は中山間等地域に適用
- ・ [] は市町村の負担が無い場合に適用
- ・ < > は市町村の負担が無い場合の中山間等地域に適用

※農村地域復興再生基盤総合整備事業は、県・市町村負担分について、ガイドライン分まで震災復興特別交付税が措置される。

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	75 (77.5)	25 (22.5)	—	
	イ 調査・調整事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体集積促進事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25) (22.5)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	75 (77.5)	未定	未定	

- ・ (1)のイと(2)及び(3)については、市町村が事業実施主体
- ・ () は中山間等地域に適用

農地整備事業（経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班
		(実) 農村整備課 ほ場整備班

目 的

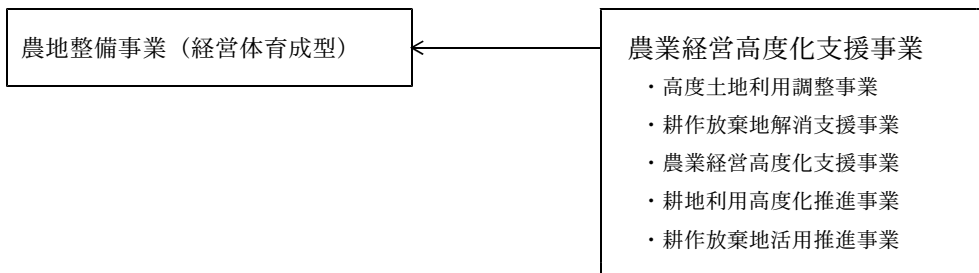
食糧自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

そのためには、生産効率を高めるための農地の大区画化・汎用化や農業生産基盤の強化のための畑地かんがい等、農業の生産基盤が重要である。

このため、担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農地や農業水利施設の整備を実施し、農業競争力の強化を図ることとする。

(ハード事業)

(ソフト事業)



事業の内容

- 1 下記の（１）の④又は⑤に掲げるものを実施するもの。
- 2 下記の（１）に掲げるもののうち２以上を総合的に実施するもの。
- 3 上記１または２の事業と下記の（２）から（５）までに掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。

（１）農業生産基盤整備事業

- ①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業
④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業

（２）農業生産基盤整備附帯事業

（３）営農環境整備事業

（４）農業経営高度化支援事業

- ①高度土地利用調整事業
ア指導事業

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動
イ調査・調整事業

関係農家の意向調査活動，土地利用調整活動，関係機関との調整等調査・調整活動

②農業経営高度化促進事業

- ・高度経営体面的集積促進事業
高度経営体への農用地の面的利用集積に向けた促進支援
- ・中心経営体農地集積促進事業（H26年度以降の採択地区）
中心経営体への農地の集積に向けた促進支援

③耕地利用高度化推進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平，暗渠の維持管理，その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

（５）特認事業

採択要件

(農業競争力強化基盤整備事業の採択要件)

- 1 受益面積が20ha以上であること。(中山間地域は10ha以上)
- 2 農地集積促進区分により農業競争力強化基盤整備計画を作成して事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積のうち、集約化要件を満たす農用地面積の割合が以下のとおり増加することが確実に見込まれるものであること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集約化率が23%未満である場合は、これが30%以上となること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集約化率が23%以上35%未満である場合は、これが7%ポイント以上増加すること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が35%以上38.5%未満である場合は、これが42%以上となること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集積率が38.5%以上63%未満である場合は、これが3.5%ポイント以上増加すること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集約化率が63%以上66.5%未満である場合は、これが66.5%以上となること。
 - ・事業開始時における担い手農地利用集約化率が66.5%以上である場合は、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。
- 3 事業完了時点において、以下のいずれかを満たす農業生産法人等が育成されることが確実に見込まれること。
 - ①事業開始時に農業生産法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱第7に基づき交付金の交付を受ける農業者となる農業生産法人が設立されることが確実に見込まれること。
 - ②事業開始時に特定農業法人以外の農業生産法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農業生産法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実に見込まれること。
 - ③生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める上記①、②の要件を満たす農業生産法人等の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実に見込まれること。
- 4 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画の目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が55%以上となること。

※中心経営体とは

人・農地プラン（経営再開マスタープラン）に位置づけられる「地域の中心となる経営体」

負担割合

1 農地整備事業

(農業競争力強化基盤整備事業及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 (経営体育成型)	50	27.5 30	10	12.5 10	()は中山間地域に適用 H18～H22新規地区適用
	(旧経営体育成基盤整備事業 (面的集積型))	(55)	32.5 35	(5)	7.5 5	H17まで新規地区適用 ～H12まで新規地区適用

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業事業の場合：継続地区より移行した地区)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 (経営体育成型)	75	16.5	6.0	2.5	H25以降一般地域
			16.1842	6.3158	2.5	H23・H24一般地域
	農地整備事業 (旧経営体育成基盤整備事業 (面的集積型))	77.5	15.95	4.3	2.25	H25以降中山間地域
			15.6823	4.5677	2.25	H23・H24中山間地域

2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。
(農業競争力強化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体的集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	中心経営体農地集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	平成26年度以降新規地区に適用
	(3)耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

(1)のイについては、市町村、改良区、JA等が事業実施主体

(2)及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体

※農村地域復興再生基盤総合整備事業は、県・市町村負担分について、ガイドライン分まで震災復興特別交付税が措置される。

()は中山間地域に適用

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	75 (77.5)	25 (22.5)	—	
	イ 調査・調整事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体的集積促進事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	75 (77.5)	未定	未定	

(1)のイと(2)及び(3)については、市町村が事業実施主体

()は中山間地域に適用

農地整備事業（耕作放棄地型） (旧耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 ほ場整備班
--	--------	--

目 的

耕作放棄が発生している未整備地区での基盤整備，整備済地区での簡易な整備を実施するとともに，当該農地における長期の活用を義務付けること等により，耕作放棄地の解消・発生防止を図る。

事業内容

- 1 下記の（１）に掲げるものを実施するもの。
- 2 （１）の事業と（２）から（４）に掲げる事業のうち（１）と密接な関連のあるものとを一体的に実施するもの。
 - （１）農業生産基盤整備事業
 - ①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業
 - ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業 ⑥農用地造成
 - （２）農業生産基盤整備附帯事業
 - ①土壌改良事業 ②高付加価値農業施設移転等事業
 - ③交換分合 ④耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
 - （３）営農環境整備事業
 - ①農業集落道整備事業 ②農業集落排水施設整備事業
 - ③農業集落防災安全施設整備事業 ④農業集落環境管理施設整備事業
 - ⑤用地整備事業 ⑥環境整備事業
 - ⑦生態系保全空間整備事業 ⑧営農用水施設
 - ⑨農作業準備休憩施設 ⑩地域資源利活用基盤
 - （４）農業経営高度化支援事業
 - ①耕作放棄地解消支援事業 ③耕作放棄地解消・集積促進事業
 - ②耕作放棄地活用推進事業

採択要件

- （１）耕作放棄地解消等基盤整備基本構想が市町村により策定されていること。
- （２）受益面積の合計がおおむね20ha以上であること。
- （３）受益に占める耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積が6%以上（受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上の場合にあっては，3%以上）であること。
- （４）耕作放棄地解消・集積促進事業を行う場合にあっては，耕作放棄地集約化率（当該事業の受益面積に占める担い手にその利用が集約化される耕作放棄地の割合をいう）が4%以上となることとする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業（耕作放棄地型）	50 (55)	未 定	未 定	未 定	()は中山間等

経営体育成基盤整備事業 <small>※この事業は、継続地区に係る経過措置を除き廃止</small>	事業主体 県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 ほ場整備班

目 的

地域農業の展開方向及び生産基盤の整備状況等を勘案し、経営体の育成を図りながら、所要の生産基盤と生活環境の整備を柔軟かつ弾力的に実施することにより、高生産性農業の展開が見込まれる大規模水田地域の整備の着実な推進や優良農地の将来にわたる適切な維持・保全及び経営体の確保を図り、もって、食料自給率の向上や農業の多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展等に資するもの。

事業の統合・再編

従来への担い手への農地利用集積を要件とした事業を経営体育成基盤整備事業に一本化し、①担い手への農地利用集積、②面的集積の推進、③農業生産法人等の育成など、地域の目指す方向に即して事業の使い分けが出来るよう「型」として設定した。

従来) 経営体育成基盤整備事業	→	再編後) ①一般型
農地集積加速化基盤整備事業	→	②面的集積型
農業生産法人等育成緊急整備事業	→	③農業生産法人等育成型

事業の内容

	一般型	面的集積型	農業生産法人等育成型
(ハード事業)	次に掲げるア～オの事業のうち2以上の事業を実施		
農業生産基盤整備事業	ア 区画整理 (アは単独でも可)	イ 暗渠排水 (ア、イは単独でも可)	ウ 農業用排水施設 エ 客土 オ 農道
(ソフト事業)	①高度土地利用調整事業(指導事業、調査・調整事業)		
農業経営高度化支援事業	②高度経営体集積促進事業 ③特定高度経営体集積促進事業	④高度経営体面的集積促進事業	⑤農業生産法人等農地集積促進事業
	⑥耕地利用高度化推進事業(事業実施後の簡易な整備)		
(その他)	農業生産基盤整備附帯事業、農村生活環境基盤整備事業、特認事業		

採 択 要 件

	一般型 旧経営体育成基盤整備事業	面的集積型 旧農地集積加速化基盤整備事業	農業生産法人等育成型 旧農業生産法人等育成緊急整備事業
受益面積	・20ha以上	・20ha以上 (ただし、合計60ha以上の営農上のまとまりある区域内であれば、20haがまとまってなくとも可)	・20ha以上

国庫補助率

	一般型	面的集積型	農業生産法人等育成型
()は中山間地	50% (55%)	50% (55%)	50% (55%)

農業基盤整備促進事業	事業主体	県 市町村等	所管課班	農村整備課 農村環境整備班

趣 旨

農地の区画狭小，排水不良，農業用水の不足等地域が有する課題の解決に向け，地域の実情に応じ，水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備等の基盤整備を，農業者の自力施工等も活用しつつ，行うことが有効であり，本事業により地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実施し，生産効率の向上を図り，もって農業競争力の強化を図るもの。

事業の内容

1 定率助成

- (1) 農業用排水施設
- (2) 暗渠排水
- (3) 土層改良
- (4) 区画整理
- (5) 農作業道
- (6) 農用地の保全
- (7) 調査・調整

2 定額助成

- (1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） 10万円／10a
- (2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの） 20万円／10a
- (3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） 10万円／10a
- (4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの） 20万円／10a
- (5) 暗渠排水 15万円／10a
- (6) 湧水処理 15万円／100m
- (7) 末端畑地かんがい施設 20万円／10a

・定額助成の場合，中心経営体の集約化（面的集積）する農地については単価を2割加算

採 択 基 準

- 1 地区ごとに農業基盤整備計画を策定していること。
（担い手への農地集積率向上や高収益作物の導入・生産拡大，担い手の育成・確保，水管理の合理化・省力化等，農業競争力の強化に向けた取組を行う地域であること。）
- 2 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
- 3 1地区当たりの受益者数が，農業者2人以上であること。

事 業 主 体

都道府県，市町村，土地改良区，農業協同組合，その他農業者等が組織する団体（農地中間管理機構を含む）

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	定率助成	50 (55)	—	50 (45)	()は中山間等 県営は未定
	定額助成	100	—	—	県営は未定

注1) 平成24年度補正から予算区分は公共事業に分類

注2) 事業は直接補助・間接補助を選択できるが，宮城県では直接補助としている。

経営体育成促進事業	事業主体 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 農業を営む者	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 ほ場整備班

目的

農地整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するため、当該農家負担金について、日本政策金融公庫等が土地改良区等に対し、農業基盤整備資金の貸付けと併せて無利子資金の貸付けを行うことで、対象事業に係る農家負担金の軽減も図る。

事業の内容

日本政策金融公庫等が土地改良区等に対し農業基盤整備資金の貸付けと併せて対象事業の年度事業費の10%以内（農家負担金が12%以下の場合は負担金の5/6以内）に相当する額の無利子資金の貸付けを行う。

採択要件

対象事業

- 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)第2の1に規定する農地整備事業。
- 農村地域復興再生基盤総合整備実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)第2の2に規定する農地整備事業。
- 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)の①の(7)に規定する農地整備事業。

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（一般型））

事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実に見込まれること。

- ・対象事業実施地区において、認定農業者数が対象事業採択時に比べ30%以上増加すること。
- ・担い手による農地利用率が一定以上増加すること。
 - 事業採択時20%未満 → 事業完了時 30%以上
 - 事業採択時20～50% → 事業完了時 10ポイント以上増加
 - 事業採択時50～55% → 事業完了時 60%以上
 - 事業採択時55～90% → 事業完了時 5ポイント以上増加
 - 事業採択時90～95% → 事業完了時 95%以上
 - 事業採択時95%以上 → 事業完了時 担い手への集積が図られること

農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））

事業完了時において担い手による農地利用面的集積率が一定以上増加すること。

- 事業採択時13%未満 → 事業完了時 20%以上
- 事業採択時13～35% → 事業完了時 7ポイント以上増加
- 事業採択時35～38.5% → 事業完了時 42%以上
- 事業採択時38.5～63% → 事業完了時 3.5ポイント以上増加
- 事業採択時63～66.5% → 事業完了時 66.5%以上
- 事業採択時66.5%以上 → 事業完了時 担い手への面的集積が図られること

